



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年 7月13日金曜日 第1878号外 1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例..... 1

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例..... 1

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 4

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例.....10

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例.....12

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....14

愛媛県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例.....15

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....18

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例.....22

愛媛県議会議員弔慰金支給条例を廃止する条例.....23

### 条 例

#### ○愛媛県条例第39号

愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年愛媛県条例第 5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>第 4 条</b> 省略 <u>（行政財産の無償貸付け又は減額貸付け）</u> <b>第 5 条</b> 前条の規定は、行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付ける場合について準用する。 <b>第 6 条</b> 省略 <b>第 7 条</b> 省略 <b>第 8 条</b> 省略 <b>第 9 条</b> 省略 <b>第 10 条</b> 省略	<b>第 4 条</b> 省略 <b>第 5 条</b> 省略 <b>第 6 条</b> 省略 <b>第 7 条</b> 省略 <b>第 8 条</b> 省略 <b>第 9 条</b> 省略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### ○愛媛県条例第40号

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

（愛媛県職員退職手当条例の一部改正）

**第 1 条** 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第 3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（失業者の退職手当）</u> <b>第 10 条</b> 勤続期間 <u>12 月以上</u> （特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するも	<u>（失業者の退職手当）</u> <b>第 10 条</b> 勤続期間 6 月以上 _____

のとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第4項又は第6項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は人事委員会規則で定める職員に準ずる者(以下この条において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、当該同号ア又はイに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。)の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項

に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下この項において「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)・(2) 省略

2 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3～15 省略

で退職した職員(第4項又は第6項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は人事委員会規則で定める職員に準ずる者(以下この条において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、当該同号ア又はイに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。)の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下この項において「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)・(2) 省略

2 勤続期間6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3～15 省略

**第2条 愛媛県職員退職手当条例の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) <b>第10条</b> 省略 2～14 省略	(失業者の退職手当) <b>第10条</b> 省略 2～14 省略

15 この条の規定による退職手当は、雇用保険法 \_\_\_\_\_ の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

15 この条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第3条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当)</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定めるものをいう。)にあつては、6月以上)で退職した職員が、当該退職した職員を同法 _____ 第15条第1項に規定する受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 省略</p>	<p>(退職手当)</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 勤続期間 6月以上 _____ で退職した職員が、当該退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条第1項に規定する受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当)</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。)にあつては、6月以上)で退職した職員が、当該退職した職員を同法 _____ 第15条第1項に規定する受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>5 省略</p>	<p>(退職手当)</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 勤続期間 6月以上 _____ で退職した職員が、当該退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条第1項に規定する受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>5 省略</p>

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当条例第10条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第14条第5項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第4項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第41号

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収金の納付納入)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 自動車税に係る徴収金で規則で定めるものについては、<u>前項</u>に規定する方法によるほか、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(県民税の納税義務者等)</p> <p><b>第12条</b> 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、<u>第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。</u></p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p><u>(4)の2 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次項において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの</u></p> <p>(5)~(7) 省略</p> <p>2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>収益事業を行うもの</u>(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、県民税の賦課徴収については、これを法人とみなして、法人に関する規定を<u>これに</u>適用する。</p> <p>3 省略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第18条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、</p>	<p>(徴収金の納付納入)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 <u>徴収金の納付、納入又は払込は、別に知事の定めるところにより、郵便振替の方法によることができる。</u></p> <p>3 自動車税に係る徴収金で規則で定めるものについては、<u>前2項</u>に規定する方法によるほか、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付することができる。</p> <p>4 省略</p> <p>(県民税の納税義務者等)</p> <p><b>第12条</b> 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、<u>第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。</u></p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5)~(7) 省略</p> <p>2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の<u>定</u>があり、かつ、<u>収益事業を行なうもの</u>(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。) <u>は</u>、県民税の賦課徴収については、これを法人とみなして、法人に関する規定を<u>これに</u>適用する。</p> <p>3 省略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第18条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、</p>

次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

(1) 次号 \_\_\_\_\_ に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（令第15条に規定する事業をいう。）又は法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次項において同じ。）の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、事業税の賦課徴収については、これを法人とみなして、法人に関する規定を \_\_\_\_\_ 適用する。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第2項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

（法人の事業税の税率等）

第18条の2 法人の行う事業（ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 省略

次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等 \_\_\_\_\_、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 法第72条第3号に規定する特定信託（以下この款において「特定信託」という。）の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 特定信託所得割額

(3) 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（令第15条に規定する事業をいう。） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、事業税の賦課徴収については、これを法人とみなして、法人に関する規定をこれに適用する。

（法人の事業税の税率等）

第18条の2 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う

信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 省略

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6

(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3

各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6
-------------------------------	----------

2 省略

3 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項 \_\_\_\_\_ の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
ア～ウ 省略

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期限)

第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等若しくは収入割 \_\_\_\_\_ 又は清算所得に係る所得割についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、各事業年度 \_\_\_\_\_ 終了の日から2月以内

(2)～(4) 省略

(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該事業年度 \_\_\_\_\_ 開始の日から6月を経過した日から2月以内

(6)～(8) 省略

2 省略

(個人の事業税の税率等)

第18条の4 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 省略

(4) 第3種事業のうち法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(地方消費税の納税義務者等)

第18条の6 地方消費税は、事業者の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等については、当該事業者(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。))を除く。)に対し、同法第45条第1項第4号に掲げ

3 省略

4 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
ア～ウ 省略

エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期限)

第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等若しくは収入割若しくは各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割又は清算所得に係る所得割についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、各事業年度又は各計算期間終了の日から2月以内

(2)～(4) 省略

(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内

(6)～(8) 省略

2 省略

(個人の事業税の税率等)

第18条の4 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 省略

(4) 第3種事業のうち法第72条の2第9項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(地方消費税の納税義務者等)

第18条の6 地方消費税は、事業者の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等については、当該事業者(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者 \_\_\_\_\_ を除く。)に対し、同法第45条第1項第4号に掲げ

る消費税額を課税標準とする譲渡割によつて、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を保税地域から引き取る者に対し、消費税法第47条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税の額を含まないものとする。）を課税標準とする貨物割によつて課する。

2～4 省略

（県税の減免申請）

#### 第80条 省略

2 第18条の5の2の規定の適用を受けようとする者の前項の申請書は、災害等により損失を受けた日の翌月末日までに、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

3・4 省略

#### 第5章 罰則

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第67条の3第1項若しくは第74条から第76条まで又は法第72条の55第1項から第4項までの規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

#### 附 則

（個人の県民税の配当控除）

第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得（法附則第5条第1項に規定する剰余金の配当（以下この条において「剰余金の配当」という。））、同項に規定する利益の配当（以下この条において「利益の配当」という。））、同項に規定する剰余金の分配（以下この条において「剰余金の分配」という。）又は同項に規定する証券投資信託（以下この条において「証券投資信託」という。）

の収益の分配（所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法

第24条に規定する配当所得（内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は法附則第5条第1項第1号に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当

る消費税額を課税標準とする譲渡割によつて、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を保税地域から引き取る者に対し、消費税法第47条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税の額を含まないものとする。）を課税標準とする貨物割によつて課する。

2～4 省略

（県税の減免申請）

#### 第80条 省略

2 第18条の3の規定の適用を受けようとする者の前項の申請書は、災害等により損失を受けた日の翌月末日までに、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

3・4 省略

#### 第5章 罰則

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第67条の2第1項若しくは第74条から第76条まで又は法第72条の55第1項から第4項までの規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

#### 附 則

（個人の県民税の配当控除）

第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得（法附則第5条第1項に規定する剰余金の配当（以下この条において「剰余金の配当」という。））、同項に規定する利益の配当（以下この条において「利益の配当」という。））、同項に規定する剰余金の分配（以下この条において「剰余金の分配」という。））同項に規定する証券投資信託（以下この条において「証券投資信託」という。）若しくは同項に規定する特定投資信託（以下この条において「特定投資信託」という。）の収益の分配（所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）又は法附則第5条第1項に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得（内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、法附則第5条第1項第1号に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当

該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.6)に相当する金額

(2)・(3) 省略

2 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

**第13条** 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5、第37条\_\_\_\_、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

**第16条の5** 省略

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に100分の32(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の1)を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の1.6(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1)の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4～6 省略

(県民税の法人税割の税率の特例)

**第17条** 昭和50年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度分\_\_\_\_\_又は各連結事業年度分の法人税割及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する県民税の法人税割の不均一課税)

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人等のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分\_\_\_\_\_又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～4 省略

該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.6)に相当する金額

(2)・(3) 省略

2 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

**第13条** 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

**第16条の5** 省略

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に100分の32(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の1)を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の1.6(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1)の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4～6 省略

(県民税の法人税割の税率の特例)

**第17条** 昭和50年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度分、各計算期間分又は各連結事業年度分の法人税割及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する県民税の法人税割の不均一課税)

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人等のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第12条第2項\_\_\_\_\_において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分若しくは各計算期間分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～4 省略

5 法人税法 \_\_\_\_\_ 第71条第1項（同法第145条において準用する場合を含む。） \_\_\_\_\_ 若しくは第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」とあるのは、「法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。）の末日までに前事業年度 \_\_\_\_\_ 又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額」とする。この場合において、前事業年度が1年に満たない法人については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該前事業年度又は前連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

6 省略

（法人の事業税の税率の特例）

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
-------------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

と、同条第3項第2号 中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

（地方消費税の納税地等の特例）

第19条の2 省略

2 第6条第3項の規定は、当分の間、地方消費税に係る徴収金の払込みについては、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条及び附則第19条の2の改正規定 平成19年10月1日
- (2) 第12条、第18条から第18条の4まで及び第18条の6並びに附則第7条、第17条及び第18条の改正規定、附則第18条の2を削る改正規定並びに附則第19条の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日
- (3) 附則第13条の改正規定 平成20年4月1日

（信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第12条、第18条から第18条の3まで及び第18条の6並びに附則第17条及び第18条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日

5 法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）、第82条の8第1項若しくは第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」とあるのは、「法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。）の末日までに前事業年度若しくは前計算期間又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額」とする。この場合において、前事業年度が1年に満たない法人については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該前事業年度又は前連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

6 省略

（旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例）

第18条の2 第18条第1項第1号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）附則第2条第1項本文に規定する旧特定目的会社を含む。））」とする。

（法人の事業税の税率の特例）

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超え	100分の6.6
金額及び清算所得	

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

と、同条第4項第2号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

（地方消費税の納税地等の特例）

第19条の2 省略

2 第6条第4項の規定は、当分の間、地方消費税に係る徴収金の払込みについては、適用しない。

以後に遺言がされたものに限りに、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）附則第12条第1項に規定する新法信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第7条第1項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第42号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

（愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の特別措置）</p> <p><b>第2条</b> 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成21年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（事業税の特別措置）</p> <p><b>第2条</b> 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成19年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第2条</b> 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日（その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成21年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、<u>これらの規定</u> _____に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定め</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第2条</b> 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日（その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成19年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、<u>同条例第18条の4又は附則第19条に規定する税率</u>に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定め</p>

<p>る率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>る率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成21年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、<u>これらの規定</u>に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成19年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、<u>同条例第18条の4又は附則第19条</u>に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>18 改正前の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>18 改正前の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行</p>

日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

21 改正前の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。

日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

21 改正前の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(申告期限の特例)

3 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定又は第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第43号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担</b>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用並びに法第142条第1項第3号のビラ(愛媛県知事の選挙の場合</p>	<p><b>愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項 _____ 及び第143条第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用 _____</p>

に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)並びに法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター(愛媛県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 省略

第5条 省略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者(愛媛県知事の選挙の場合に限る。第8条において同じ。)は、同条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第3号に定める枚数(愛媛県知事の選挙の一部無効による再選挙にあつては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。)を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、県委員会の定めるところにより、その旨を県委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円30銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に365,000円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区(愛媛県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び愛媛県知事の選挙にあつては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて

並びに法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター(愛媛県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公営\_\_\_\_\_に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公営\_\_\_\_\_)

第2条 省略

第5条 省略

第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区(愛媛県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び愛媛県知事の選挙にあつては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて

(選挙運動用ポスターの作成の公営\_\_\_\_\_)

得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

第10条 省略

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) 省略

第12条 省略

得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

第7条 省略

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) 省略

第9条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第44号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市 町	事 務	市 町
1~19 省略		1~19 省略	
20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 省略 (3) 法第18条第22項第1号の規定に基づく仮使用の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(特定行政庁の承認に係るものに限る。) (4)~(12) 省略 (13) 省令第10条の4の2第1項に規定する認定関係規定に基づく認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	各市町(法第4条第1項若しくは第2項又は第97条の2第1項の建築主事を置く市を除く。)	20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 省略 (3) 法第18条第13項第1号の規定に基づく仮使用の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(特定行政庁の承認に係るものに限る。) (4)~(12) 省略 (13) 省令第10条の5第1項に規定する認定関係規定に基づく認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	各市町(法第4条第1項若しくは第2項又は第97条の2第1項の建築主事を置く市を除く。)
20の2~55の2 省略		20の2~55の2 省略	

<p>56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）第13条第1項の規定に基づく法第40条第1項に規定する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第13条第1項の規定に基づく法第41条第1項に規定する立入検査に関する事務</p> <p>(3) 政令第13条第1項の規定に基づく法第42条第1項に規定する特定製品の提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第13条第2項の規定に基づく報告に関する事務</p>	各市町	<p>56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）第10条第1項の規定に基づく法第83条第1項に規定する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第10条第1項の規定に基づく法第84条第1項に規定する立入検査に関する事務</p> <p>(3) 政令第10条第1項の規定に基づく法第85条第1項に規定する特定製品の提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第10条第2項の規定に基づく報告に関する事務</p>	各市町
56の2～59の3 省略		56の2～59の3 省略	
<p>59の4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース又はノヤギの捕獲等（国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。）及び飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等</p> <p>イ 愛がんのための飼養の目的で行うメジロ_____の捕獲</p> <p>(2)～(7) 省略</p>	各市町	<p>59の4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣、カワウ_____、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース又はノヤギの捕獲等（国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。）及び飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等</p> <p>イ 愛がんのための飼養の目的で行うメジロ又はホオジロの捕獲</p> <p>(2)～(7) 省略</p>	各市町
60～62 省略		60～62 省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第45号

愛媛県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

（愛媛県道路占用料徴収条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県道路占用料徴収条例（昭和43年愛媛県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（占用料の額）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>（手数料及び延滞金）</p> <p><b>第4条</b> 法第73条第2項の規定により徴収する占用料に係る手数料の額は、督促状1通につき郵便法（昭和22年法律第165号）第21条第1項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において知事が定める額とする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（占用料の額）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条第1項に規定する業務の用に供する占用物件</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>（手数料及び延滞金）</p> <p><b>第4条</b> 法第73条第2項の規定により徴収する占用料に係る手数料の額は、督促状1通につき郵便法（昭和22年法律第165号）第22条第1項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において知事が定める額とする。</p> <p>2・3 省略</p>

（愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可を要する行為）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第9条第1項に規定する市（以下「国等」という。）の機関又は次に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>（許可を要する行為）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第9条第1項に規定する市（以下「国等」という。）の機関又は次に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>日本郵政公社</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) <u>本州四国連絡高速道路株式会社</u></p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>

（愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正）

**第3条** 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資産等報告書等の提出又は作成)</p> <p><b>第2条</b> 議員又は知事は、その任期開始の日(再選挙若しくは補欠選挙により議員となった者又は再選挙により知事となった者)にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者(以下「議員」という。)に提出し、知事にあっては作成しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)<u>及び貯金(普通貯金を除く。)</u> <u>預金及び貯金</u>の額</p> <p>(5)~(9) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(資産等報告書等の提出又は作成)</p> <p><b>第2条</b> 議員又は知事は、その任期開始の日(再選挙若しくは補欠選挙により議員となった者又は再選挙により知事となった者)にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者(以下「議員」という。)に提出し、知事にあっては作成しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、<u>貯金(普通貯金を除く。)</u><u>及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)</u> <u>預金、貯金及び郵便貯金の額</u></p> <p>(5)~(9) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書の公開義務等)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人_____の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にする</p>	<p>(公文書の公開義務等)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人<u>及び日本郵政公社</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にする</p>

ことにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）

(2)～(6) 省略

ことにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）

(2)～(6) 省略

(愛媛県個人情報保護条例の一部改正)

第5条 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人情報の開示義務等)</p> <p><b>第17条 省略</b></p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。</p> <p>(1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人_____の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)</p> <p>(2)～(8) 省略</p>	<p>(個人情報の開示義務等)</p> <p><b>第17条 省略</b></p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。</p> <p>(1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)</p> <p>(2)～(8) 省略</p>

附 則

- この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 第3条の規定による改正後の愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項各号に規定する郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

○愛媛県条例第46号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第2条、第3条、第7条関係）

別表（第2条、第3条、第7条関係）

1～4 省略

1～4 省略

5 土木関係事務手数料

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～21 省略		
22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地 域等に おける 建築等 許可申 請手数 料	180,000円
23・24 省略		
24の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建べい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物 の建べ い率の 特例許 可申請 手数料	160,000円
25～33 省略		
33の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の	都市再 生特別 地区に おける 建築物	160,000円

事 務	名 称	金 額
1～21 省略		
22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書	用途地 域に おける 建築等 許可申 請手数 料	180,000円
23・24 省略		
25～33 省略		

<p>容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料</p>				
<p>33の3 建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>			
<p>33の4 建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>			
<p>33の5 省略</p>			<p>33の2 省略</p>		
<p>33の6 省略</p>			<p>33の3 省略</p>		
<p>34 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率、同条第3項の規定に</p>	<p>再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建ぺい</p>	<p>27,000円</p>	<p>34 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に</p>	<p>再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建ぺい</p>	<p>27,000円</p>

<p>基づく建築物の 高さ又は同条第7項の規 定に基づく建 築物の用途地 域等における 建築に関する 制限の適用除 外に係る認定 の申請に対す る審査</p>	<p>率、建 築物 の高さ 又は建 築物の 用途地 域等に おける 建築に 関する 制限の 適用除 外に係 る認定 申請手 数料</p>		<p>基づく建築物 の高さ _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に関する 制限の適用除 外に係る認定 の申請に対す る審査</p>	<p>率又は 建築物 の高さ _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に関する 制限の適用除 外に係る認定 の申請に対す る審査</p>	
<p>35・36 省略</p>			<p>35・36 省略</p>		
<p>36の2 建築基 準法第68条の 5の2の規定 に基づく建築 物の容積率に 関する特例の 認定の申請に 対する審査</p>	<p>特定建 築物地 区整備 計画等 の区域 におけ る建築 物の容 積率の 特例認 定申請 手数料</p>	<p>27,000円</p>			
<p>37 建築基準法 第68条の5の 3第2項の規 定に基づく建 築物の各部分 の高さの許可 の申請に対す る審査</p>	<p>省略</p>		<p>37 建築基準法 第68条の5の 2第2項の規 定に基づく建 築物の各部分 の高さの許可 の申請に対す る審査</p>	<p>省略</p>	
<p>38 建築基準法 第68条の5の 5第1項の規 定に基づく建 築物の容積率 に関する制限 の適用除外に 係る認定の申 請に対する審 査</p>	<p>省略</p>		<p>38 建築基準法 第68条の5の 4第1項の規 定に基づく建 築物の容積率 に関する制限 の適用除外に 係る認定の申 請に対する審 査</p>	<p>省略</p>	
<p>39 建築基準法 第68条の5の 5第2項の規 定に基づく建 築物の各部分</p>	<p>省略</p>		<p>39 建築基準法 第68条の5の 4第2項の規 定に基づく建 築物の各部分</p>	<p>省略</p>	

の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査			の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		
39の2 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率に係る特例の認定の申請に対する審査	省略		39の2 建築基準法第68条の5の5の規定に基づく建築物の建ぺい率に係る特例の認定の申請に対する審査	省略	
40～46の3 省略			40～46の3 省略		
46の4 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第131条の2第2項の規定に基づく建築物の前面道路又は同条第3項の規定に基づく建築物の壁面線若しくは壁面の位置に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の前面道路又は建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手数料	27,000円			
47～102 省略			47～102 省略		
備考 省略			備考 省略		
6 省略			6 省略		

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表5の表22の項及び34の項の改正規定は平成19年11月30日から、同表36の項の次に次のように加える改正規定(同表36の2の項に係る部分に限る。)及び同表37の項から39の2の項までの改正規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第47号

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例**

愛媛県警察本部組織条例(昭和35年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(刑事部の所掌事務) <b>第6条</b> 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。	(刑事部の所掌事務) <b>第6条</b> 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(5) 省略

(6) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

(7) 省略

(8) 省略

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○**愛媛県条例第48号**

愛媛県議会議員甲慰金支給条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成19年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県議会議員甲慰金支給条例を廃止する条例**

愛媛県議会議員甲慰金支給条例（昭和26年愛媛県条例第11号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。